

# ジビエ・グルメ・グランプリ2015

## 出店者選考要領

### 第1 出店者の選考

開催要綱第10で規定するジビエ・グルメ・グランプリ2015（略称は「GGG2015」とし、以下、略称とする。）の出店者選考は、この要領による。

### 第2 選考委員会

GGG2015の出店者選考について審議するため、「ジビエ・グルメ・グランプリ2015出店者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）」を設置する。

### 第3 所掌事項

選考委員会は次の事項について審議する。

- 1 応募があった出店申込書の内容に関する事項
- 2 その他

### 第4 構成

- 1 選考委員会は開催要綱第4に規定する主催者と運営団体で構成する。  
ただし、必要に応じて、これ以外の委員を加えることができる。
- 2 委員の任期は平成27年11月30日までとする。

### 第5 委員長

- 1 選考委員会には、委員長を置き、委員長は愛知県農林水産部農業振興課長とする。
- 2 委員長は、選考委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名したものが、その職務を代行する。

### 第6 会議

- 1 選考委員会は、委員長が招集する。
- 2 選考委員会は非公開とし、何人も選考の結果について、異議の申し立てをすることができない。
- 3 委員は、議事の内容を他に漏らしてはならない。
- 4 委員は、出店申込書提出者と利害関係がある場合は、当該出店申込書提出者の審査から外れなければならない。
- 5 選考委員会にやむを得ない事情により委員が出席できない場合は、他の適当な者を代理出席させることができる。

### 第7 選考方法

選考委員会は、出店者募集要領に基づき、応募があった出店申込書について、合議により、選考を行う。

### 第8 選考結果の通知

選考結果は、運営団体からすべての応募者へ通知する。

**第9 庶務**

選考委員会の事務は、運営団体で行う。

**第10 その他**

この要領に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、主催者と運営団体が協議して決める。

附則 この要領は、平成27年8月10日から施行する。